

○議事日程 (平成二十五年九月二十日第三日)

日程第一	会議録署名議員の指名		
日程第二	諸般の報告		
日程第三	平成二十四年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について	日程第十三	議案第六十号 養老町オンデマンドバス運行条例の制定について
日程第四	平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十四	議案第六十一号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第五	平成二十四年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十五	議案第六十二号 養老町税条例の一部を改正する条例について
日程第六	平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十六	議案第六十三号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第七	平成二十四年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十七	議案第六十四号 養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第八	平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十八	議案第六十五号 養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第九	平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十九	議案第六十六号 物件供給契約の締結について (養老町立小学校パソコン教室環境整備事業)
日程第十	平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十	議案第六十七号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算
日程第十一	平成二十四年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十一	議案第六十八号 平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計補正予算
日程第十二	平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十二	議案第六十九号 平成二十五年度養老町簡易水道特別会計補正予算
		日程第二十三	議案第七十号 平成二十五年度養老町介護保険

日程第二十四 議案第七十一号 事業特別会計補正予算
平成二十五年度養老町後期高齢
者医療特別会計補正予算

日程第二十五 發議第 三 号 道州制導入に断固反対する意見
書について

(追加日程)

日程第 一 同意第 四 号 教育委員会委員の任命同意につ
いて

日程第 二 議案第七十二号 養老消防署指令棟建設工事請負
契約の締結について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議 長	田 中 敏 弘
一 番	岩 永 義 仁
二 番	長 澤 龍 夫
三 番	大 橋 三 男
四 番	三 田 正 敏
五 番	吉 田 太 郎
六 番	早 崎 百 合 子
七 番	野 村 永 一
八 番	田 中 敏 弘
九 番	松 永 民 夫
十 番	皆 川 雅 子
十一番	中 村 辰 夫
十二番	岩 瀬 進
十三番	水 谷 久 美 子

○欠席議員
なし

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次の
とおりである。

町 長	大 橋 孝
副 町 長	西 脇 正 博
教 育 長	野 村 浩 太 郎
総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	問 山 孝 通
総 務 部 総 務 課 長	田 中 信 行
総 務 部 税 務 課 長	渡 邊 章 博
住 民 福 祉 部 長	日 比 重 喜
住 民 福 祉 課 長	松 永 博 孝
住 民 福 祉 課 長	野 村 博 治
住 民 福 祉 課 長	高 木 久 之
生 活 環 境 課 長	柏 渕 裕 昭
産 業 建 設 部 長	川 地 豊 己
農 林 振 興 課 長	川 地 豊 己
産 業 建 設 部 長	加 藤 敏 博
商 工 観 光 課 長	加 藤 敏 博
産 業 建 設 課 長	伊 藤 博 文
産 業 建 設 課 長	西 脇 和 信

会計管理者兼 会 計 課 長	安藤 淳一
教育委員会事務局長兼 生涯学習課長	藤 田 実 芳
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	佐 藤 昌 子
教 育 委 員 会 ス ポー ツ 振 興 課 長	伊 藤 公 一
消 防 長	堀 田 明 男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	山 中 秀 樹
議 会 事 務 局 書 記	川 地 洋 子
議 会 事 務 局 書 記	稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長 (田中敏弘君) おはようございます。

平成二十五年第三回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも一緒にお願いいたします。

—— 町民憲章朗唱 ——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、執行部においては、野村教育長が諸般の事情によりお

れて出席する旨の報告を受けております。ただいまから平成二十五年第三回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長 (田中敏弘君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、二番 長澤龍夫君、三番 大橋三男君を指名します。

○議長 (田中敏弘君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に決算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長 (田中敏弘君) 次に、日程第三、認定第二号 平成二十四

年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第十二、認定第十一号 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案を一括議題として上程いたします。

この十議案は、決算特別委員会に審査を付託してありましたので、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

決算特別委員会委員長 水谷久美子君。

○決算特別委員長 (水谷久美子君) それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

去る九月十一日・十二日の両日において、決算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました平成二十四年度一般会計及び九件の特別会計の歳入歳出決算認定について、審査した結果を報告します。

本委員会は、地方自治法第九十八条第一項の規定による議会の検査権に基づき、各種の証拠書類などの資料の提出を求め、議会において決定された予算が適正に、そして効率的に執行されたかなどを審査し、その結果を今後の予算編成や行政執行に生かされるように努めていただくために行いました。

審査の経過並びに主な審査の観点は次のとおりであります。

歳入においては、町税は滞納繰越額が減少しており、収納率向上を目指してこれまで努力されていますが、町税の当初予算と収入済額との比較、町税及び使用料などの不納欠損額とその理由及び収入未済額とその対処策についての確認審査を主に行いました。また、歳出については、当初予算額に対する補正予算額と支出済額との比較、多額の不用額の妥当性などの確認審査を主な観点といたしました。

最初に、認定第二号 平成二十四年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

マスキミの報道にあった時間外勤務手当の一時削減については未払いとされる金額の把握方法や、一カ月当たり五十時間制限を設けた経緯、そして時間外勤務の定義についての問いに対しては、十月一日より正規の姿に戻すため、時間外勤務に対する考え方や、どのように時間外と認めるのかなど管理体制等を検討し、マニュアル作成についての協議中である。九月十七日の議会全員協議会で一定の報告をしたい。なお、時間外勤務手当は、一分単位で発生するものであるが、どこまで命令などをしなければならぬか

を弁護士と相談中であるという回答でありました。

次に、各自治会館の時間外勤務手当の支給額にばらつきがある理由についての問いに対しては、夜間会議の頻度によるのではないかと思われる。なお、上多度自治会館については、平成二十四年度まで正規の職員を配置していたため単価が高いことも影響しているという回答でありました。

次に、各保育園の時間外勤務手当の管理方法についての問いに対しては、タイムカードはないが、園長が時間外勤務を把握しており、健康福祉課長が時間外勤務命令簿の決裁を行っている。なお、長時間保育については、連続勤務であるとの理由により、一時削減は行っていないという回答でありました。

次に、各保育園の時間外勤務手当の支給額にばらつきがある理由についての問いに対しては、それぞれの保育園の環境により、保育士が事務的な仕事を自宅に持って適正に処理したケースがあるなど、いろいろな要因があると思われるという回答でありました。

次に、長時間保育に関して各園長の見解による相違や、子供を預ける親の認識の違いがあるのではないかと思われるが、長時間保育に対する基準見直しについての問いに対しては、職員組合からは、必要のない時間外保育を削減してほしいという要望が出ていたが、できるだけそのようなことはないよう適正な運営に努めるという回答でありました。なお、各保育園に対し、長時間保育に関する園長の見解や親の認識について、聞き取り調査を実施するよう要望がありました。

次に、職員が時間外勤務時間を意図的にふやすために外出するという真相についての問いに対しては、建設課については、現場へ出向くことが多々あるが、それが原因で時間外勤務をするとい

うことは考えにくい。なお、勤務時間中、窓口で接客に追われている者が、時間外に残務整理をすることは十分にあり得るといふ回答でありました。

次に、職員に業務日報をつけさせる提案に対しては、管理職が部下の業務を完全に把握し切れていないため、今後の課題として検討していくという回答でありました。

次に、今後の時間外勤務のあり方の方向性についての問いに対しては、時間外勤務をする職員は、当日、管理職に届け出をし、管理職が時間外勤務を命令することを原則とし、その手続や管理職による指導方法については早急に検討し、職員に周知徹底をしていく。また、土曜日に勤務する場合は、代休制度を広く活用できるような検討していくという回答でありました。なお、費用対効果により、時間外勤務をしたほうがよいと判断した場合は、理由づけをはっきりしておくようにという要望がありました。

次に、処理能力の個人差による時間外勤務についての問いに対しては、部内の処理は、上司の命令によって助け合えばは正されていくと思われるし、能力の個人差は昇給に影響することになるという回答でありました。

次に、タイムカードの設置がない出先機関についての問いに対しては、保育園や幼稚園なども設置されておらず、出勤簿に記帳しているという回答でありました。

次に、今後の出先機関の時間外勤務システムについての問いに対しては、出先機関も含め、十月一日から庁内LANであるデスクネットのタイムカードシステムが活用できるかを確認中であり、できないのであれば、早急に別のシステムを検討していくという回答でありました。

次に、町税の滞納金額は年々減少しているのに対し、不納欠損

金額が年々増加している原因についての問いに対しては、町県民税については、平成十九年の税源移譲により収入未済額がふえたことによるもの。また、固定資産税については、不納欠損処理システムの変更により、平成十八年度第四期分の不納欠損を平成二十三年度として処理すべきところ、平成二十四年度にずれ込んで処理したためと考えられるという回答でありました。

次に、町税の滞納者に対する差し押さえの状況についての問いに対しては、預金と保険などの差し押さえが、二十五件で三百三十八万五千八百五十七円、確定申告還付金などの差し押さえが、六十一件で百七十四万二千五百六十九円、合計で五百十二万八千四百二十六円であった。なお、土地や建物に関しての差し押さえは、現在行っていないという回答でありました。

次に、町税などの滞納処理の際、優先する徴収年度についての問いに対しては、過年度分から徴収すると現年度分が滞納となり、結果として滞納が減らないため、まずは現年度分を優先して徴収し、新規の滞納分をなくすようにしている。なお、行財政経営改革プランの一環として徴収一元化について検討しており、計画がまとまり次第、実行に移していきたいという回答でありました。

なお、徴収嘱託員は、滞納者の生活が本当に困窮していると判断した場合は、福祉関係も含めて納税相談をするよう要望がありました。

次に、町税などの徴収嘱託員の臨戸徴収についての問いに対しては、現在、他市町においても臨戸徴収を行っているところは少なく、当町でも徴収嘱託員による電話催告やコンビニ収納を中心に進めているところである。また、これに並行して滞納処分にも重点を置いているという回答でありました。

次に、各町税や使用料の名寄せの有無についての問いに対して

は、名寄せとして管理はしていない。ただし、現在、公金徴収一元化を検討しているところであり、これが実現すれば、名寄せも可能と思われるという回答でありました。

次に、団体へ補助金を交付する際、代表者が町税などを滞納している場合の救済措置についての問いに対しては、未納者が税務課で納税相談をし、今すぐでなくても計画的に納付する意志を表明すれば補助金を交付していくという回答でありました。

次に、観葉植物リース料の見直しについての問いに対しては、町内業者との随意契約ではあるが、市場の単価が上がっている中で、昨年同様の金額であるため相対的には安くなっていると考えているという回答でありました。なお、全ての観葉植物を購入するか、または指名競争入札によることの要望がありました。

次に、水道整備費の不用額についての問いに対しては、上水道の消火栓設置負担金として、当初、若宮地区などに消火栓を百二十メートルごとに一カ所ずつ設置する計画であったが、開発工事による未確定箇所があったことや、自費工事の申し出による設置箇所の減少で五カ所分が不用となったためであるという回答でありました。

次に、オンデマンドバスの契約内容とその妥当性についての問いに対しては、名阪近鉄バス株式会社との契約では、オンデマンドバスの維持管理に関しては若森営業所で行うとしており、毎日の業務終了後は、そこで保管され、安全点検などが行われる。また、給油は名阪近鉄バス株式会社の指定先で行っている。契約の妥当性については、車の安全点検のしやすさや、委託業者の採算性を考えると問題ないと思われるという回答でありました。

次に、清華苑問題における被害金額の決算書への反映と捜査の進捗状況についての問いに対しては、現在捜査中のため、被害金

額が確定しておらず、今回の決算には反映していない。警察の捜査状況について、関係する清華苑利用者や元嘱託職員への捜査も途中であり、完了していないという回答でありました。

次に、清華苑問題における羽島市内での施設使用料盗難事件について、町から被害届を提出することについての問いに対しては、羽島警察署へは書面にて被害届を提出したい旨の照会を行ったが、町が把握する被害模様が明確でないとの理由により受理できないとの回答を書面にて受領しているという回答でありました。

次に、教育総務費の不用額の内容についての問いに対しては、外国語指導助手（ALT）が途中帰国したことによるものであるが、外国語指導助手（ALT）の任用は、JETプログラムにより行われ、町に振り分けられる仕組みであり、そのうちの一名が日本の生活になじめないという理由で、任用期間の途中である三月末に帰国したものであるという回答でありました。

次に、特別会計について御報告いたします。
認定第三号 平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

不納欠損の件数、差し押さえの件数と金額及び資格証明書の件数についての問いに対しては、不納欠損が二百八十五件、差し押さえが二十七件で二百三十九万五千円、資格証明書が九月一日現在で六十九世帯、九十七人であったという回答でありました。

次に、認定第四号 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

繰越金が繰り入れの必要のないほどふえているにもかかわらず、繰り入れを続けている理由についての問いに対しては、国の創出基準により、起債の償還金額の半分を繰り入れなければならないためであるという回答でありました。

次に、認定第五号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。現在、一般会計や基金から繰り入れをしている状況であるが、基金が底をついた場合の対応についての問いに対しては、現在、経費節減を進めてはいるが、一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない。また、今後、施設の老朽化により、大規模な修繕などが必要になった場合には、使用料の値上げも考えなければならぬという回答でありました。

残渣処理の経費節減についての問いに対しては、現在、食肉組合に委託している残渣処理委託料を牛一頭、豚五頭として算出しているが、平成二十五年度からは、実態に即した割合に変更し、委託料を見直す予定であるという回答でありました。

この一年間に実施した稼働率を上げるための方策についての問いに対しては、食肉組合に利用するよう依頼している。しかし、現在の施設では、処理頭数をふやすことが大変難しいこともあり、新基幹市場建設に向けて国・県に働きかけをし、結果として、県においては準備委員会を立ち上げ、今年度中に場所を決定する予定であり、本町でも二つの組合が同意し、新屠場推進協議会を立ち上げたという回答でありました。

次に、認定第六号 平成二十四年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第七号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。二億円以上ある繰入金の今後の方向性についての問いに対しては、起債の償還金の返済に充てるものであるが、返済のピークが平成三十四年であり、以後、減少する予定である。なお、新しく

下水の布設などを拡張することになれば、ふえる可能性もあるという回答でありました。

全体の加入件数と加入率及び新しく面整備をした沢田・桜井の加入率についての問いに対しては、三月三十一日現在、全体の整備区域は七千七百十人、二千六百六十世帯であり、そのうち加入件数は五千百十七人、千六百三十一世帯で、加入率は六六・三七％である。沢田・桜井の汚水ます設置数は百三十六戸であり、そのうち平成二十五年九月十一日現在の申請件数は二十九件で、加入率は二七・一〇％であるという回答でありました。

公共下水道の債権の分類についての問いに対しては、平成十七年の東京高裁での判例によると、上水道と簡易水道は私債権であり、公共下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水は公債権であるという回答でありました。

次に、認定第八号 平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでしたが、不納欠損をなくしていくように要望をいたしました。

次に、認定第九号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

保険料滞納者への対策についての問いに対しては、介護保険料の差し押さえは行っていないため、文書などによるそれ以外の部分で滞納が減るように努めていきたいという回答でありました。

特別徴収と普通徴収の割合についての問いに対しては、特別徴収が八一・五％、普通徴収が二三・四％、併徴収が五・一％であるという回答でありました。なお、不納欠損をなくしていくように要望がありました。

次に、認定第十号 平成二十四年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

た。

次に、認定第十一号 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

特別徴収と普通徴収の割合と人数についての問いに対しては、特別徴収が三千八十六人で七二・九％、普通徴収が八百四十八人で二〇・〇％、併徴収が二百九十八人で七・一％であるという回答でありました。なお、滞納整理の際、現年度分よりも不納欠損になる前の過年度分を優先して徴収するべきとの反対討論がありました。

以上、審査に付された合計十件の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての議案については、このような質疑、討論を経て、採決の結果、認定第二号から認定第十号までの九議案は挙手全員により、認定第十一号は挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（田中敏弘君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外で審査の経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、順次討論及び採決を行います。

最初に、日程第三、認定第二号 平成二十四年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第四、認定第三号 平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第五、認定第四号 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第六、認定第五号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第七、認定第六号 平成二十四年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第八、認定第七号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第九、認定第八号 平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第十、認定第九号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。
討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第十一、認定第十号 平成二十四年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。
討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第十二、認定第十一号 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。
討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第十三、議案第六十号から日程第二十四、議案第七十一号までの十二議案については、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、逐条上程後、直ちに質疑に入ります。

○議長（田中敏弘君） それでは、日程第十三、議案第六十号 養

老町オンデマンドバス運行条例の制定についてを議題とします。
ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 三点お尋ねをいたしますが、一点目は、町長は、特に必要があると認めたとときと、運行をすることができるといことですが、特に必要があるといときは、具体的にどういときか、まず一点。

二点目ですが、今回から料金をいただくということになったわけですが、国の補助が出るというようなことを聞いておりますが、国の補助金、いかほど出るのか。

三点目ですが、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額するということですが、どの範囲の対象者かということと減額料金の幅をお尋ねいたします。またその中で、パスポートに対する減額も同じような考え方で減額をされるのかという点をお尋ねいたします。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 松永議員の御質問にお答えいたします。

今回、上程させていただきましたオンデマンドバスの条例案でございますが、その四条の中に町長が特に必要があると認めたときは、この規定にかかわらず運行できるものとしております。

どのような想定かということの御質問と思いますが、基本的にはここに書いてありますように、午前八時半から午後五時までの中で運行します。このような時間と、それから、休日は運行しないというようなことでございますので、この休日の中で、想定は今のところ難しいんですけども、運行すべきようなこと、行事とかそういうことだと思えますけれども、そういうときにあった場合に備えて、それについては町長さんの判断でということ

個々の対応になるとは思いますが、特殊なそういうような状況があると想定して、この一言を入れさせていただいたと御理解いただければと思います。

次に、国の補助ということですが、実は、今も自主運行バス、上石津のほうを運行している路線バスでございますが、これにつきまして県の補助がございます。国の補助はございません。県の補助として、自主運行バス補助金というのがございまして、今回、有料化によりまして、オンデマンドバスもこれと同じ補助が受けられることが、県の補助が受けられることになりました。

具体的な金額につきましては、これは運行実績とか経費とかによつて、今もありますように、自主運行バスと同じようにちよつと細かい計算をして、その都度補助金が決定することになりますので、ちよつと正確には申し上げられませんが、目安として、今まで運行した目安の中では五百万前後ぐらい、県から補助金があるんではないかと思えます。

それから、三番目の割引対象者でございますが、パスポートの中で障害者割引をするというようにこの前御説明いたしました。基本的には、この障害者割引と考えております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 柏渕産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） 済みません、少し補足させていただきます。

ただいまの割引対象者ということなんですけど、上程させていただいた金額は二百円ということで、またパスポートのほうは、一カ月で月三千円ということでありまして。

これが、割引の対象者は二百円が半額、またパスポートの三千円が半額になるということで、対象者につきましては、身体障害

者手帳を提示していただいた方及びその介助人、療育手帳を提示していただいた方及びその介助人、精神障害者保健福祉手帳を提示していただいた方及びその介助人、運転免許のほうを自主返納していただいた方で、運転経歴証明書を提示していただいた方と、それから小学生以下の方ということになります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） この割引の関係ですが、今回、駒野、また大垣の一部へ行くということですが、他の市町村の方も利用されるというような認識をするわけですが、他の市町村の方に対して、この障害者割引を適用するの、もしも適用するとすれば、私はちよつといかがなものかと思うわけですが、その点をお尋ねいたします。

○議長（田中敏弘君） 柏渕部長、自席で答弁。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） 他市町の方も登録をしていただければ乗れるということに今回なります。

他市町の方のその割引の対象なんです、こちらの方も、障害、今言った条件で割引対象に該当するという扱いをしたいと思います。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 二点、まず運行日時なんですけど、オンデマンドの運行時間は、八時三十分から午後五時と入っています。これは、役場を八時三十分なのかステーションへ三十分なのか、お尋ねします。

それから、利用方法の関係で、オンデマンドを利用する方は、事前に利用登録を受けなければならない。それから、オンデマンドを利用するときには事前に予約をしないでならないということがあるんですけど、その中で、例えば私が登録をしていると、そして家内も登録している、おじいちゃん、おばあちゃんは登録していない場合、例えば私が乗っていく場合に、ついでにおじいちゃんも行かれるから乗せていってくださいと二名が予約した場合には、登録していないおじいちゃん、おばあちゃんは、乗れるのか乗れないのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

また、両方とも登録してあるんですけど、私のうちから高田方面へ走る場合に、次々にステーションがあると思います。その予約してある高田寄りの近くの方がステーションで待っている場合に、そこを乗車拒否みたいな感じですかと通り抜ける場合があるんですね。予約はしているんですけど、満員の場合はやむを得ないと思うんですけど、そういう場合にどのような対応をするのか、水臭いな、空っぽの状態、まだ乗れるのに通過していくというようなことがあると思います。苦情もあると思うんですけど、そのような場合の対応等もお聞きしたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 長澤議員の御質問にお答えいたします。

まず、一点目でございます。

運行時間は、八時三十分から午後五時ということで、これはステーションです。八時三十分で言えば、八時三十分の、例えば池辺のほうのステーションで予約があった場合、そこへその時間に着くということで御理解いただければ結構です。運転等、前の時間で待機しておりますので、そういうことで結構でございます。

同じく午後五時につきましても、四時半の受け付けというか、そういう終了時間が決まっておりますので、当日四時半から、例えばそういう御要望があったとしたときに、今言った池辺とか室原とか、一番遠いところへも三十分あつて着けるだろうというこ
とで、運行時間の終わりを五時とさせていただいております。

それから、二点目でございます。

登録があれば同乗という扱いができますので、予約者と同時に、条件、場所が同じであることが要件には実はなるんですけれど、乗車予定者のかわりに予約することも認めているので、電話が困難の方ともあると思いますので、かわりに他の方が予約するというパターンはあると思います。一緒に……。

〔「登録は必要」の声あり〕

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 登録については、お一人ごと登録は別々でお願いいたします。

三点目でございます。

確かに、今オンデマンドバスが同じような感じがしております。て、今回も運行に対しては六台で運行することになります。養老町を六台が運行して、予約の条件によつては、議員おっしゃいましたように通過していくというようなことは、今もそのようなこともお聞きしております。

それで、この対策でございますが、今後でございますけれども、バスに番号をつけたり、それから名前とか判断できるような、お客様のほうから見てわかるような区別が必要かと思っておりますので、今後そのようなことで対応していきたいと思っております。以上です。

済みません、補足で三問目の御質問でございますけれども、システム上、予約が違う場合がございます、通り過ぎるというこ

とも考えられますので、実は戻ってくるんですけれども、システム上の時間の関係で、例えばですけど、Aというところへ予約が入っているんですが、先にBという予約を優先するもので、Bのところへ行ってからAへ戻ってくるということは、これもあります。

このようなこともあります。先ほど、最初に言いました予約と関係なしに通り過ぎるという、何で行ってしまったのだろうかということもあります。その二つがちよつと考えられまして、後で言いました予約の関係で、また戻ってくるということは、基本的に何時にバス停という時間をその予約者の方にお知らせしておりますので、例えば十分前とか十五分前というような前に利用者の方がお待ちになっている場合も確かにございまして、そのときにバスが行ってしまったなあというようなことは実際に今もあります。システム上、後で申しました予約の後先ということでは、システム上でどうしてもそういうことも起こる場合もあると御理解いただければと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） おおむねわかりましたけど、やっぱり住民の方は、目の前を通過していくとなると、非常に何か水臭いなどというような気持ちがあると思います。またいろいろ、このオンデマンドについては、十一月一日から新たにできるオンデマンドバスで有料化ということでございますが、新たにできますので、これについては、いろいろと問題点、苦情を聞きながら、また今の場合、予約が入っていて、今そちらのバスは行き先が違うから通過しませんが申しわけないとか、電話でそのようなこともやっていただきながら、アドバイスしていただきながらやっていただく

と、あのバスは違うほうへ走っていくんだなということもわかりますので、そのような電話サービスもやっていただきたいと思えます。

また、いろいろこれについては新施策ですので問題等あると思います。いろいろ問題等については、住民のニーズに答えられるような法改正をしていただいて、条例改正をしていただいて、早急に直していただきたいと思えます。よろしく願います。以上です。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） まず最初に、一月使用料の定期券の三千円ですが、その根拠についてお尋ねしたいと思います。

それから、これまでいろいろとデータをとって把握され、アンケートもとって準備を万全にして有料化にしていこうというふうな上程のときのお話でしたけれども、有料化になって、一日平均どれくらいの乗客数を見込んでいるのかということと、六台を基本的に運行するわけですが、基本的に有料化に伴って非常に減少した場合、この六台運行というのを、どういう時点で見直すのかという点。

それから、どういうふうな利用料金でも回数券というのがございます。例えば、十枚つづりで一枚はサービスというふうな回数券がありますが、これらの検討はなかったのか。

相対的にどれくらい本格運用、来年度運行するわけですが、町の補填分はどれくらいを見込んでいるのか。その点についてお尋ねします。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

一点目のパスポート料金の三千円でございますが、このことの本格的な考えといたしましては、一回の使用が二百円ということになりまして、ほとんどの方が往復使われると、一回利用されるのに四百円が必要ということになります。

オンデマンドバスの運行日というのは、基本的に月曜日から金曜日までの平日ということで、一カ月当たり二十一日ほどになると思えます。

そのような運行日と、先ほど申しました一日一回使われるとすると四百円として、既設の運行会社等の割引というか定期のような運行状況もちょっと御参考に御意見を伺いながらした場合、今回三千円というのは、四百円掛けの七日で二千八百円ということ、一カ月当たりパスポートを利用される方が七日ほど使っていたら、その料金になるということを想定いたしました。

それから、現在の状況と今後の有料料金の見通しでございますが、七月現在で約百五十人の方が御利用されております。これは延べ人数でございます。ですので、この状況等と、それから、どのような年代の方が御利用になるかというのものもある程度今まで把握しておりますので、ざっとでございますが、今後有料とした場合、百三十人ほどの御利用があると見込んで、今度、この後にもございますけれども、歳入の補正をお願いしておりますので、そのときには百三十人ぐらいの利用があると見込んだ額で上げさせていただきます。

続きまして、六台運行でございますが、現在のところ六台運行でいこうと思えますが、ふえた場合については、ちょっと検討が

本当に必要なと思えますけれども、両方減った場合も、やっぱりその状況に合わせて検討していくことになると思えます。

それから、回数券にする検討でございますが、先ほども申しましたように、基本的に一回二百円というような料金設定をするときに、回数券のことも一応そういうことも考えたんですけども、基本的に二百円設定した場合であるので、回数券については今回見送ろうかと。

どういふことかといいますと、ある程度二百円の設定が、他業者等の圧迫等も含めて設定した金額でありまして、回数券の発行等で手続等にもある程度困難というか、考えられないことも出てくるというところで、回数券については見送らせていただきました。済みません、町の補填分でございますが、これも実績というところになってきますが、先ほど申しました補助金のほかの運行委託料については、町で補填することになります。

これもあくまでも予測ですが、今年度の運行は、二十五年度の運行については、国の基準をもとに予算を組んでいただきました。有料運行になりましたも、基本は委託料の基準になりました、二十四年度委託料として計上してある金額と同等の金額が町の負担となると思えます。

○議長（田中敏弘君） 柏渕産業建設部長、答弁、補足。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） 済みません、補足させていただきます。

町の負担分という、要は収入が、今回補正で上げさせていただいた額が百二十六万三千円でございます。十一月以降の経費として見積もっていますのが、約一千五百八十三万七千円が赤字といえますか、町の負担分といえますか、そういうことになります。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 乗客数が減ったりふえたりすることによって対応を考えるということですが、例えば三カ月くらいで机の上とかアンケートとかデータに基づいて試算はしたんですけども、とてもとても四台運行くらいになるんじゃないかと、三カ月くらいで思った場合、年内にもそういう基本的な六台運行を見直すというふうに考えていいのか、年度内は六台で少なくとも運行していくというふうにお考えなのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 柏渕産業建設部長、答弁、自席で。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） 有料化しまして、百三十人ということで見積もりましたが、一説によると半分になっちゃうんだろというふうにおっしゃる方もいらっしゃいます。そこまではいかないだろうというようなこともあります、今の六台というのは、なるべく皆様に御利用していただきたい、ふやしていきたいといえますか、そういう気持ちもございします。

ただし、今、水谷議員がおっしゃいましたように、明らかに四台で足りるんだというようなことがわかりましたら、その時点で対応いたします。減らす方向にということですね。

ただし、名阪近鉄バスさんとの契約もございします。来月からすぐにとりようなことは難しいかと思えますが、その時点で対応していくということを考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 先ほどの質疑の中にありましたように、障害者手帳の方も半分になると。例えば、少し介助をしていただ

ければ車で用を足せると、そういう障害者の方もおられるわけですが、有料化に伴って、例えば乗車、降車のときに運転手がフォローをすると、そういうふうなことは可能なかどうか。

また、今のオンデマンドバスですが、出入り口のバリアフリー化ですね、それは、そういうちよつと手助けすればという人たちに十分手すり等で対応できているのか。その点について、最後の質問いたします。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） お答えいたします。

利用の皆様の最初の条件といたしまして、オンデマンドバスに一人で乗りおりにして利用していただくという、これは説明会のときにも申してありますが、基本、御利用される方が乗りおりにきるというようなことを条件とさせてもっております。

先ほど御質問にありましたように、障害者の方であっても、その乗りおり、そういう扱いというか、御自分で乗られることがまず大前提になってきます。

また運転手、ワンマンというか一人で運行するということになりませんので、その介助は難しいと思います。手すり等で、今申しましたようにそういうことで対応できていると思います。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 確認でございますけれども、バスの運行時間なんですけれども、先ほどの説明でちよつと確認させていただきたいんですけども、ステーションに待機しているの、利用者八時半にと言われれば、そこへ行きますということなんです、この中には、八時半から運行というようになっておると、

それまでの時間があるんですが、例えば十分かかるところやったら八時二十分からは動くということでもよろしいんですか。

という中に、先ほど室原の話を例にとられました、室原の方が四時半に来てくれと言われたら、三十分なので五時まで終わるといふようなことやったら、何かちよつとアンバランスのよくな時間なんですけれど、こちらは五時に終わるんですが、朝の場合は、八時半までにそこへ行くということは、十分なり十五分前から出るわけなので、この時間というのは、とても皆さん御利用者には大事なことだと思うんで、ちよつともう一度、絶対八時半からしか動かないのか、そのところをちよつと確認していただきたいのと、オンデマンドバスの運行業務を一部委託するということなんですけれど、一部委託のことをもう少し丁寧に説明していただきたいなと思います。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 早崎議員の御質問にお答えいたします。

まず運行時間、午前八時三十分から午後五時ということで規定させてもっておりますが、先ほども言いましたように、例えば室原で八時三十分、予約は可能なんです、この時間で。それで、バスは前の時間、例えば三十分かかるとしたら、八時半に室原に到着するようになっております。

それと、一部委託という条項は、養老町といたしまして、運行に関しては職員がするわけにもまいりませんので、そういう意味でこの条項で、要は運行に関して委託できるといふような条文としてつけさせていただきました。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 一回の乗車当たり二百円ということなんで、路線バスやタクシーの料金を考えれば仕方ないのかなという妥当な金額かなという気もするのですが、それとともに、以前運行していた養老町の巡回バス「ゲンちゃん号」、これは無料で運行していたわけですけども、今回、有料のオンデマンドバスになるということ、この点に関してはサービスの低下にもなっているんじゃないかと思うんですけども、そのことについての考えをお聞きしたいのと、あともう一点、先ほど出た話なんですけれども、今六台で運行するわけですけども、乗車人数が思っていたよりも少なく、例えば先ほどの四台になったりする場合、委託料の減額が可能ということですか。これは、ちょっと確認なので教えていただきたいんですけども、この二点についてお願いします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず、サービス低下という意味について、ちょっとお答えをさせていただきたいと思えます。

事柄、二百円支払うということに関しては、サービス低下といえば低下なのかもしれませんが、一つは、町外に行けたり、そういった七十九条の認定を受けるということで町外へ行けるとか、そういうことが発生します。そういったことを考えれば、有料運行することによって、さらにそこが拡大するという意味では、逆にサービス向上ではないかなというふうに思っていますし、もう一つは、やはり受益者負担という意味をちょっと考えていただいて、これが全町民を対象に、ゲンちゃん号でもオンデマンドでもしているわけでございますけれども、やはり一種の御負担はいただきたいというような意味もありまして、二百円ということ

で、金額的には非常に低い、一般のタクシーやバスに比べれば低い金額にはなっているということで御理解をいただきたいというふうにご考えております。

もう一つについては、課長のほうで答えさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 岩永議員の御質問にお答えいたします。

委託料の減額につきましては、十一月から有料化を進めた後、その利用状況等はある程度把握されてくると思います。それで、三月までの分につきましては、委託は、そういう変更というのはいきなりと思っておりますが、新年度、二十六年度からにつきましては、当然、予算査定とか、今後考えていかなければなりませんので、その状況を判断して委託料の計上とかも考えておきますので、年度区切りで考えていくと、委託契約することをお考えますと、途中の変更については難しいんじゃないかなというふうで思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 運行開始が十一月ですので、そこら辺の統計が出るのも、先ほど水谷議員が同じようなことを聞かれていますけれども、今年度中に判断するのは、やっぱり難しいかなと思うんですけども、来年度の予算が途中で変えられない、委託料を途中で変えられないということになると、六台運行をしていて、明らかに要らなくなった二台、三台というのが出た場合の処理を、もう少し具体的に何か考えていないかというのを思うんですけども、そこ具体的に何か代案みたいなものがあるかと思えば、今教えていただきたいのでお願いします。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 説明がちょっと詳しくなかったんであれなんですけれども、先ほど言いました有料化になったからの運行状況を踏まえて、二十六年度の予算をある程度考えた場合に、そのときに、明らかにもう四台対応でできるんじゃないかというような状況というのが、十二月か、要は一、二カ月でとりあえずはそういう判断ができる状況じゃないかと思っておりますので、今申されましたように、その判断の中で新年度も四台というようなことになれば、当然そのときから四台のほうで予算を上げて、委託も四台でいくというような、今のところ、結果を見るということはそういうことを想定しながらと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今、水谷議員さんもしましたように、補正を組んだりという形で、なかなか運営していくのも大変だと思います。

そうした中で六台ということで、車の広告をつけるとかそういう考えは、少しでも、結局負担を少なくするために、そういう考えはないか聞きます。

○議長（田中敏弘君） 柏渕産業建設部長、答弁。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） 広告のほうですが、これは、やはり考えております。

ただ、今の時点ですと、何台になるかというのもありまして、これはぜひやっていきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 使用料の件についてお伺いいたします。

まず、使用料は一回当たり二百円というところで、これは乗車したときに前納されるか、おりられるときに支払われるかということと、皆さんが、各年代の方がお見えになるんですけれども、そちらのほうの、今ワンマンバスですと料金箱というのがあるんですけれども、つり銭の関係ですね、どうしても千円しかない、五千円しかないという場合の対応をどのようにされるかということと、使用料の減免の中で、運転免許証を返納したとか、そういうところの中で、これは一つの提案として、わざわざ見せるというのは、オンデマンドバスの運行の時間の支障、非常に時間がかかるというところで、例えばカードを識別、今は一色ですけれども、それを二色とか三色にして運転手さんがすぐわかるというような方法をとられたらいいかなと思います。

それと、地域振興券マイルカードの乗車券に關しての利用を、要は乗車券ですね。先ほど水谷議員の答弁の中で、回数券は今も見送るところですけれども、例えば今、養老鉄道のほうですと、マイルカード五百円分で千円分の乗車券が商工会のほうで引きかえできるところで、そちらのほうも十分にこれから検討していただければ、地域振興券マイルカード、随分と地域のほうに反映すると思いますが、そちらのほうはいかがでしょうか。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

まず、料金でございますが、パスポート利用以外の方は、直接現金をお支払いいただくということになります。乗車時に支払っていたことになりました。

それから、その場合のつり銭関係でございますが、一応つり銭

は用意するという事で考えております。

それから、スマイルカードの利用につきましては、そういう方向を今後考えているというか、スマイルカードのほうからそういう御提案が今ございますので、そういうようなことを検討していきます。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 使用料の減免の確認というのは、どのよう

に。

○議長（田中敏弘君） 柏渕産業建設部長、答弁。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） ただいまの減免になる方、例えば身体障害者手帳を乗るときに見せて、さらに百円なり、あるいはパスポートを見せなきゃならないと。要は一手間余分にかかる、時間がかかるんじゃないかということなんです。こちらのほうは、名阪近鉄バスさんをお願いしているもので、通常の路線バスでも一緒の扱いです。

運転されている方は、そういったことになれているというか、要は、会社のほうでしっかり指導はしていただいているということとでございます。

それと、新たにカードをつくって見せるというのは、例えば今回、町外の方も減免に該当する方も乗っていただくということもございます。利用されている方に、今の案ですと、今既に持っているものを見せればいいと。カードだと、またそのカードがあるのかなのか、忘れてきたとか、そういったこともございまして、なるべく利用者の方に利便性が上がるようなふうな考えで今の方法を考えているということとでございます。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 先ほどの台数の削減というお話でございますが、例えば、今現在お話を聞いておりますと、一括契約で六台というようなお話であろうかと思えますが、来年度から、例えば台数契約という形にはならないのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 大橋議員の御質問にお答えいたします。

ただいま大橋議員と岩永議員とも含めまして、契約に関して御意見をいただきましたので、大橋議員の台数契約及び契約の中で、途中で台数に関しては契約内容を変更できるようなことについて、ちよつと検討してみたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 他に質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 先ほど、運行時間が八時半から五時までという事で、各地区に車を待機させて八時半には乗車が可能という形でサービスを供用するというお話をいただきましたけれども、養老町の中で六台の車両がどこで待機をして、一番時間がかかる、例えば池辺、室原のほうに最少で何分で行けるのかというその場所をお教えいただきたいと。待機している場所。

といいますのは、今まで町民の皆様から、オンデマンドバスがとんでもないところで車が待機しているのか、昼寝しておるのか、サボっておるのかというようなお話を聞きます。ですから、待機している場所を明確にされておけば、そういう御批判はないと思

いますので、公表していただければと思います。よろしく。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 三田議員の御質問にお答えいたします。

今回、有料に当たりまして七十九条申請ということになりますと、車両の管理は養老町で行うこととなります。今まで近鉄バスの若森営業所という管理と先ほど申しましたが、それが養老町の本庁のほうで管理することになりますので、朝、例えば八時半に小坪のほうから御予約があった場合には、八時半に間に合うように本庁から出ていきますので、そういうふうになるということです。

それから、実は休憩時間等は、当然設けなければなりませんので、休憩時間等のときにそのバスがどこで休憩するのかというのは、お昼は間違いなく本庁のほうに戻って休憩するようには今もなっているんですけど、途中の間の十五分目安の休憩については、基本、役場の施設、自治会館とかで休憩するように指導というか、お願いしております。

そういうような休憩時間の扱いになっておりますが、御指摘のような場合も見受けられるというか、そのような状況になっていきますので、そこは、これからもきちんと近鉄のほうに守っていただくようお願いしてまいります。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 始業時は、役場本庁をスタートするというところでございますが、一日の運用の中で、例えば川北に車両二台、中心部に二台とか、例えば池辺地区に二台とかというような配置をするんじゃないかと、例えば高田地区から池辺まで乗車される町

民がおられて、そこで下車されたら空車になる。そうしたら、池辺地区に車両が今三台いるということになれば、一台は中心部に戻ってこいというような指示をする。

そして、絶えず養老町全体の中で車両を動かすというような車両管理が、多分されておるとは思いますけれども、中心部に全部六台とも集めておって、そこから行くということになれば、相当無駄が生じますので、ということになれば、今自治会館というお話がございましたけれども、キーステーションになる自治会館をおおむね三カ所、四カ所を決められて、そして空車になって指示がなければ、その自治会館に戻ってこいというようなキーステーションをつくる。

そして、そこから要望に応じて配車をしていくというような形をとられれば、先ほど私が指摘したような町民の皆さんの御批判はないということで、運行管理をもう少し見直していただくことが必要かと思いますが、一つお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） バスの運行管理につきましては、今も試験的にやっておるんですけど、御需要の多い路線というようなのも、今の試行期間の間である程度つかんでおります。

そういうこともありまして、基本的にオンデマンドバスでございまして、予約によって運行しておるので、本来でいうと、その路線を指定することは難しいんですけども、利用状況によってそういう視点も今も考えておりますので、そういう意味の中で休憩等についても、御意見ありましたようにそういうことも含めて考えておりますので、これからそうやって、ちよっと利用状況とか判断しながらやっていきます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 三田議員の関係で、少し合致するところがあるかもしれませんが、まず条例で、第五条運行業務の委託というところで、オンデマンドバスの運行業務の一部を委託することができるという話でこの条例がなっておりますが、現状は、先ほどちょっと話がありましたように、若森のバス停というか、ちょっとよくわからんですけど、そこで管理をしておるというようなことが少し出たと思いますが、少なくとも、この運行管理業務の一部ということになると、どの辺を指して一部であるかということをまず一点聞きたい。

同時に、決算のときにも、ちょっと委員長報告の中にもあったと思いますけど、例えば若森で管理して、八時半にはこの役場が拠点だからここへ来いということバスを持つてくるということになると、その間は通勤時間になります、例えばの話ですよ。

今後、恐らく契約の内容は変えるかもしれませんが、そのときに、事故を起こしたときに、少なくとも運転手の過失は当然あるかもしれませんが、どっちかわかりませんが、事故を起こしたときには、養老町のオンデマンドバスが事故を起こしたよという新聞記事になる可能性が多分あると思います。

そういうときのことも考えれば、やっぱりこの辺、管理、そういうものも含めてしっかりと養老町で、先ほど伊藤課長が答弁されたとおりですと、養老町で管理をしっかりとやるということを、まず念頭に置いていただきたいということを思っって今質問しておるわけですが、その辺のところ、一部を委託するというのは、どの辺まで委託するかということ、この条例で言っていること

をお聞かせ願いたいということ、先ほど来ています八時半から五時、八時半乗車、五時に降車というような形で運行されるということ、これを伺っておりますが、いずれにいたしましても、このことにつきましても、やっぱり養老町の役場が拠点で六台きちつとそろって、そしてそこで対応できればいいんですが、もしそういうことができないと、今、三田議員が言われたような問題も以前にはあったということを私も伺っています。

先般の決算特別委員会の中でも聞きましたので、それは省略しますが、今後もあるおそれがありますので、その辺のところをしっかりとお願いしたいということ、それから、少なくともシルバー人材センターからの運転手の雇用はするのしかしないのかと。その辺のところもひとつ聞かせていただきたいと、よろしくお願ひします。

○議長（田中敏弘君） 柏渕産業建設部長、答弁。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） 五条の一部委託ということなんです、この有料化になるということは、これは七十九条の申請と申しております、先ほど課長からも言いましたけれども、これは町が運営主体でないとだめです。

そういう場合に、先ほどの自主運行バスの県の補助金がいただけることになるということで、全て町が管理だと、運行も含めてですね。何ですが、町で運転手とか、そういった今運行している予約のシステムですとか、そういうのを町の職員で全てすることはできないので、運行の部分を名阪近鉄バスさんに委託すると、そういう意味の一部委託です。運行のほうを町でやらないと補助金自体ももらえないということになります。

それから、今までよく大垣市のほうを走っていると、いろいろなこと、とんでもないところで待機ですとか、こういうことを言わ

れているわけですが、個々に突き詰めていけばいろんな理由があるかとは思いますが、こちらのほうは養老町のほうでできちんと管理して、先ほど課長が言いましたようにしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

また、先ほど議員がおっしゃられた事故があったということになると、これは間違いなしに養老町のオンデマンドバスという記事が出るはずですので、こちらの指示のほうもしっかりやっていきたいというふうに思います。

また、今シルバーの方、一台運転していただいているんですけども、十一月以降の六台体制になった場合は、シルバーの方の運転はないということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） ぜひひとつ、現在の業務委託仕様書をちょっと私も見せていただいております。現在というか過去のかもありませんが、これを見ておりますと、全て近鉄バスに委託する。それはそれで損得を考えたときにはどうかわかりませんが、いずれにいたしましても、例えば、これも決算のときも申し上げたんですが、ガソリンなんかでも町外へガソリンを入れに行くもんで、あんなバス、何で大垣を走っておるんやというようなことも出てくる可能性があります。

そういうことをしっかりと頭に置いていただいて、そして運行をしていただきたいと、そういうことで今五条の関係を伺ったわけでございますので、ぜひひとつ、今後の有料になった時点での状況を私もしっかりと見てまいりたいというふうに思っておりますので、現在の状況がいかに変わるかということ、やっぱり町民もしっかりと見ていますので、町民の意向も頭に置きながら、

有料のバスの運行を進めていただくことを期待して質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩いたします。

再開は十一時十五分といたします。

（午前十一時〇五分 休憩）

（午前十一時十五分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十四、議案第六十一号 延滞

金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） この延滞金の条例ですが、私読んでおってもなかなか理解できないんですが、一四・六％という高率な利率なんです。これが来年の一月一日から実際に何％になるのかということをお教えいただきたいのと、この延滞金が、二十四年度の決算で千四百八十万円の雑収入ということになっておるんですが、延滞金が減額される分、どのぐらいに下がるのかをお尋ねいたします。

○議長（田中敏弘君） 田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中知行君） 先ほどの松永議員の御質問にお答えいたします。

実際に延滞金の率がどうなるかということでございますけれども、例えば、町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例で例を挙げて言いますと、本則のほうで、現行が延滞金一四・六％、それから延納期限後一カ月以内七・三％となっておりまして、附則で特例の基準割合が定められておりまして、附則でいきますと、現行の基準でいきますと延滞金は一四・六％で、納期限後一カ月以内は四・三％になります。

それが、今回の改正によりまして、改正後の特例で延滞金の割合の特例部分が出てきますので、延滞金の一四・六％というのが特例基準割合プラス七・三％ということ、改正後の基準による平成二十五年度の割合で申しますと、国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を一・〇％として計算しますと九・三％という形になります。それから、納期限後一カ月以内につきましては、特例基準割合に一％を足しますので三・〇％ということになります。それから、二十四年度の決算につきましては、税務課長のほうから答弁をしますので、よろしくお願いたします。

○議長（田中敏弘君） 渡邊税務課長、答弁。

○総務部税務課長（渡邊章博君） ただいまの御質問でございますけれども、まず二十四年度の決算の数字が、町税のほうで一千四百八十万七千円ございました。先ほど総務課長から申し上げました減少率でございますけれども、単純にそれぞれ六三・七％とか六九・八％でございます。平均いたしますと六六・八％でございますので、この二十四年度の決算の実績から単純に算定をいたしますと、およそ九百八十九万一千円というような数字になってくるかと思えます。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十五、議案第六十二号 養老

町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） この条例の改正は、利子課税、また配当所得の特例一〇％が二〇％に戻るといふふうに認識しておるわけですが、一〇％のときの町税の利率と二〇％になったときの町税の利率、どのように変わるのか。また、それに対する養老町の収入がどのくらいふえるのかをお尋ねいたします。

○議長（田中敏弘君） 渡邊税務課長、答弁。

○総務部税務課長（渡邊章博君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。上げたいと思います。

まず、今回の条例改正でございますけれども、社会保障、税の一体改革ということで、金融・証券税制における金融所得課税の一体化ということで、これが図られることになりました。

今回の税制の二つの大きな柱がございます。

まず一点につきましては、金融所得間の課税方式の均衡化。もう一点につきましては、損益通算範囲の拡大ということでございます。

そして、ただいま松永議員さんが申されましたことでございますけれども、個人投資家の市場参加の促進ということで導入されておりました現在一〇％、これは内訳でございますが、所得税が七％、うち住民税三％、その中で三％のうち町民税が一・八％でございます。

この軽減率を本則の二〇％に戻すということで、これは所得税が一五％、それから住民税が五％、うち町民税が三％というものでございます。

補足いたしますと、これにあわせて少額上場株式における配当所得、それから譲渡所得等の非課税措置、いわゆる日本版の

ISAでございますが、これは現在、新聞、テレビ、報道等ではNISAと言っておりますけれども、これを導入することでございます。

ただいま町税のほうの収入の影響はということでございますけれども、この一〇％の軽減率が撤廃がなされたといたしましても、先ほど申し上げましたNISAの導入、それから課税方式の均衡化、そして損益通算の範囲の拡大がございませぬけれども、個人それぞれのケースがございませぬので、その算定はちよつと難しいものかと思ひます。

ただ、この一〇％の軽減率につきましては、個人住民税におきまして、全国において平均すれば約一千億の減収があるというような記述もあつたことをつけ加えさせていただきたいと思ひます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませぬか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十六、議案第六十三号 養老

町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十七、議案第六十四号 養老

町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 提案説明では、水道システムの変更と
いうことですが、具体的にどういふふうな形で変更になったのか
ということと、下水道は既にこの十二条の関係では、一、二項に

なっているんですけども、その辺について、今回のシステムの変更で受益者がどういふふうなことになるのか、具体的にお尋ねしたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 西脇水道課長、答弁。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） 水谷議員の御質問にお答え

いたします。

水道システムの変更は、ハンディータイプになりました、検針員さんが、今は中電さんがやっておるようにハンディーで押すと前々月の領収書が出るように今回からはなりません。

そのときに、今までは農集もありますが、農集の場合、二カ月に一回でしたので、毎月出すことはできませんでしたので、コミュニティ・プラントは、一日でも使ったら一カ月分の請求をしておりました。それを上水と下水は半月請求で、十五日未満の場合は半月、基本料金の半分を請求しておりました。それを同じく、要は上水とコミプラと同じ月に領収書を出すときに、月半ばでは同じ金額、半月と一月の請求になりますので、それを変更するものであります。

それと、具体的にということですが、ハンディーは今のところ上水で二十台と簡水で三台を予定しております。ただ、百軒以下の方につきましては、従前と同じ方法で検針をしていただく予定であります。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ということは、今回の改正に伴って、上下水道とコミュニティ・プラントの使用料の算定の特例は、公平感が保たれたといえますか、以前は、そういう一日使っても一カ月というふうなことといえれば、是正はされたというふうな考え

てよろしいんでしょうか。

○議長（田中敏弘君） 西脇水道課長、自席で答弁。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） はい、そのとおりでございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十八、議案第六十五号 養老

町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十九、議案第六十六号 物件

供給契約の締結について（養老町立小学校パソコン教室環境整備事業）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 小学校の七校に振り分けですけど、その振り分けの数を、各校の数を願います。

○議長（田中敏弘君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ただいまの吉田議員の質問に対してですが、七校の小学校のうち六校については二十台

ずつ、広幡小学校が十台、あと教員用のパソコンが七台で百三十七台を予定しております。以上です。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） こちらのパソコンの入札の仕様書によりま

すと、メーカーはNEC、富士通、東芝から選択することとなつておりますが、この三社が限定されている理由をお聞かせいただきたいのと、あと今回百三十七台のパソコンとサーバー機が二台、授業支援ソフトが百三十七本、プリンターが七台、これをこの機械に関してですけれども、ほかの一般の業者の方に見積もりを出してもらったところ、大体千二百万円ほどの金額になるという話なんです。

当然、ネットワークの管理ですか、いろいろ設置費用とかがありますけれども、パソコンの機器の購入代金以外で約一千万円ほどのお金がかかるわけですが、この金額についての感想で結構ですので、どのように考えるかという、これ町長の意見をお伺いしたいと思います。

それと、今現在パソコンがあるかと思うんですけれども、各学校に。それは、多分古くなったから処分するんだと思うんですけれども、例えばモニターなんかですと、液晶のモニターだったらそのまま利用できるのかなとも思うんですけれども、利用不可能なほど古いものなのかどうかというのも含めて、この三点にお答えください。

○議長（田中敏弘君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 済みません、岩永議員の御質問ですが、NEC、富士通、東芝、国産品を限定いたしました。保守の観点から国産品ということで、国内産以外において、保守のほうが高くなるのではないかとという見込みも込めて国産品という扱いで限定をいたしました。

今使っている機種の廃棄につきましてですが、今既に六年を経過して何台か壊れてきていて、今後、仮に残したとしても、すぐにもまた悪くなる可能性のほうが高いですので、全て廃棄、中のデ

ータにつきましても、完全消去という形で廃棄をしていくということと考えております。モニターにつきましても、今既にかなり壊れてきている状態ですので、それは去年から壊れてきているんですけれども、使えないという処分をいたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 物の単価についてでございますけれども、御指摘の意図は十分に理解しておりますし、それゆえに、本来、まだかなり高額な値段が査定の場合に出てきたわけでございますけれども、ここまで落とすところもございまして、一つは業務用と個人用というような考え方で、やはり信頼性もございまして、それから後から使うソフト等との相性という問題もございまして、こうして全庁的に使うということは、どうしてもそれなりの管理等も必要になるということで、この程度ならやむを得ないかなというような判断をしたということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 国内品を選んだという話なんですけれども、例えば国内品であれば、国内メーカーに限ると書けばいいわけで、具体的な名前を出しますと、例えばソニーですか、パナソニックですとかの大きいメーカーはここから外されているわけですが、あと保守点検とかが安くなるみたいな話を言っていたんですけれども、それを言うと、役場の庁舎内、外資系のメーカーのパソコンを導入していると思うんですけど、そこら辺との整合性がちよつととれていないと思うんですけど、もう一度その点についてお願いします。

○議長（田中敏弘君） 佐藤教育総務課長、自席で答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 確かに図書館、学校に
おいては、図書システムでデルを使っていることもありですが、
今回、台数が多いというのと、各小学校それぞれに一カ所じやな
いということもあわせて、三社であればという判断をいたし
ました。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） こんなふうには考えたくはないんですけれ
ども、例えば、こういうふうには疑念も思うわけです。落札する会
社、ここが、例えばこの三社の販売代理店だったり、契約会社だ
ったりする。こういうことが前提にあつて、この三社に限定した
んじゃないかとすら思えるんですね。

だって、いわゆる有名メーカーで大きいところが外されている
というのも、またすごい不思議な話で、この三社に決めた理由が、
ちよつと今の説明、ここまでの説明では納得ができないんです。
ぜひ最後の質問ですので、これ追加で聞けないので、ここ納得で
きるだけの説明をお願いします。

○議長（田中敏弘君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 当初からうちのほうの
仕様書の中に入れてありますので、その三社を選定したという理
由は、安心度というものも踏まえて、前回六年前、平成十八年度
と同じ機種のほうを選択したわけなんですけれども、その中で今
おっしゃられるその他のソニーですかパナソニックを検討しな
かったのかということにつきましては、三社であれば間違いな
いということの判断をいたしました。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） これは物品購入ですので、買われたとい
うことでございますが、ほかに、例えばリースをするとか、そう
いった方法論もあるかと思えますが、例えば、そういうことの
単価比較とかなされた結果で物品購入という結果になったのでし
ょうか。

○議長（田中敏弘君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ただいまの御質問で
すけれども、リースと一括購入ということの比較というものを改め
ての数字を出してということはおしておりません。一括のほうが安
いだろうという判断をいたしました。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま
す。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二十、議案第六十七号 平成

二十五年度養老町一般会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二点でお伺いします。

まず、九ページの二款の総務費の関係の職員研修事業なんです
が、具体的にどういふふうな内容でお勉強していただけるのか。

それと十一ページの款六の農林水産業費ですけれども、有害鳥
獣の関係ですが、非常に今も毎日毎日ニホンジカに荒らされると
いうことは聞いております。

上石津町が、時のほうで十五キロぐらいの予算を使って県の補
助、地元が一割負担ということですが、一平方メートル当たり千
五百円ということで順次やってきているわけですけれども、上石
津でそういうふうな防護柵がとられると、どうしても養老町のほ
うに来るといふふうなことで、養老山麓、南濃町も含めて個々の
町の対応ではなくて、連携した形の中で位置づけたような考え方
を養老町から打診したことはあるのかどうか、その点について伺
います。

それと、今回の補正ですが、どれぐらいの防護柵になるのか。

○議長（田中敏弘君） 田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中知行君） ただいまの水谷議員の御質問に
お答えいたします。

研修の内容といたしましては、不祥事の防止、紛争処理のため
に注意すべき法令、あるいは不祥事、紛争具体例、要は過去の事
例から学ぶといったようなこと。それから、その防止策といっ
たことを研修の内容といたしております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） ただいまの水谷議員の
御質問にお答えいたします。

まず最近、特に鹿がふえてきているということは、議員御承知
のとおりでございますけれども、町が広域的に施策をとれるよう
に働きかけたのかという御質問でございますけれども、町
が今まで広域的にやるということでは発言したことはございませ
ん。

そこで、今回、有害鳥獣対策事業費といたしまして七十六万五
千円の補正を出しているわけでございます。この内容につきましては
では、今回、新たに取り組みます野生生物の保護管理事業とい
しまして四十万二千元、そしてもう一つは、鳥獣被害防止総合対
策事業費補助金ということで三十六万三千元でございます。合わ
せて七十六万五千元の補正を出しているわけでございます。

そこで、今回、先ほども少し御質問がございましたけれども、
広域的に取り組むという観点から、今回新たに、先ほど申し上げ
ました野生生物保護管理事業を取り組んだわけでございます。こ
の事業につきましては、特に山麓地帯を抱えております大垣市、
それから関ヶ原、垂井、養老、海津、こういったところが一斉に
集中的に捕獲をするという事業が、この野生生物保護管理事業で
ございます。

この事業につきましては、十月の末から十一月の上旬にかけま
して二日間ほどではございますけれども、この西濃地域の、先ほ
ど申し上げました大垣市、垂井、そして海津等、山麓地帯の市町
村が一斉に鹿の捕獲に取り組むということで計画をさせていただ
いております。

この事業につきましては、清流の国ぎふ森林・環境基金事業の
補助金を活用いたしまして行うものでございますが、県のほうも
予算がございます。一定の配分といった形で市町村に配分がされ

ておりますので、本町といたしましても、その事業を使いまして、今回この事業に取り組むものでございます。

それから、もう一方、柵による対策というものも今行っておるわけでございます。昨年度、日吉地域におきまして、象鼻山周辺に柵を設置いたしました。この柵の設置による効果というのは大きく出ているところでございます。近隣周辺の住民の方々、あるいは関係農家に聞きますと、鹿が出てくるということが全くなくなつたということをお聞きしておるわけでございます。

そこで、今回、本町内におきましては、養老地区の上方で取り組むということで、新年度予算にも計上させていただいておるわけでございますけれども、その後、現地等、十分精査をしたところ、地域を保護するためにも少し柵の延長をしたほうがいいということになりましたので、今回、当初七百五十メートルほどの計画をいたしておりましたけれども、今回では千二百メートルやるといふことで、四百五十メートルの延長分を補正させていただいたということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

「議長」と呼ぶ者あり」

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 職員研修ですが、大変厳しい法律の勉強をしていただけるといふふうに伺いましたけれども、具体的な対象職員について、その対象をどういふふうに絞つてのことなのかについて、お尋ねいたしたいと思ひます。

それから、連携してやっていただけのことですが、上石津町は、非常に十五キロとか五キロとか、大規模に本格的に動いているようですので、養老町も積極的にこの施策については行っていたらいいと思ひます。

もう耕作放棄したいくらい鹿やイノシシや猿に、せっかくつったものが全部食べられてしまうというふうな声を聞くにつけ、やっぱり町としての重要な施策として、しっかりと予算をつけながら広域的な対応をしていただきたいというふうに思ひます。答弁いただけるところはお願いします。

○議長（田中敏弘君） 田中総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（田中信用君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

対象の職員といたしましては、臨時職員も含めた全職員を対象と予定いたしております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 川地農林振興課長。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） 鳥獣害の対策についてでございますけれども、野生鳥獣につきましては、自然の生態系の重要な構成員という観点から、さまざまな形で保護されておるわけでございます。しかしながら、一部の鳥獣による農作物の被害には、農家や林業家にとっては切実な問題であると、これも事実でございます。

本町では、この鳥獣被害、特に鹿やイノシシが多いわけでございますけれども、現在は町猟友会の協力をいただき、銃とかおりで捕獲をいたしております。先ほど申し上げましたけれども、あわせて地域全体の取り組みとして柵を設置するというのを考えておるわけでございます。

現在、ことしは養老地区の上方で実施をするわけでございますけれども、行政懇談会の中でも、この鳥獣害の被害については大きく取り上げられておるわけでございますので、現在、特に養老地区、上多度地区、こちらのほうを地域のいろんな事情があると思ひますけれども、地権者の理解も必要でございます。そういう

た地域の理解が得られたところから、順次、今後進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 十二ページなんですが、管理費、養老キヤンプセンター維持管理費のところで、十一万一千円の金庫を買われたと伺っておりますけれども、これ多分使用料だと思うんですが、今現在もそこで保管して、本庁へは届けには来られないわけですか。使用料については、いろいろ皆さん敏感になっておられると思うんですが、どのくらいの金額を扱われるということはわかりませんが、本庁では全然扱わないわけですか。

○議長（田中敏弘君） 加藤商工観光課長、答弁。

ちよつと足を負傷してみるので、自席で答弁を認めます。

○産業建設部商工観光課長（加藤敏博君） それでは、自席で済みません。

このキヤンプセンターの耐火金庫購入につきましては、公金管理適正化に伴い、今回、耐火金庫を購入したことでございます。毎日の取り扱いにつきましては、現在は当日の夕方、うちのほうの職員が現場へ行つてもらってきます。集めに行つております。それから、休み、土・日もやつておりますので、土・日の場合は、翌日の月曜日にうちの職員が、また現場へ取りに行くというような取り扱いでやつております、今のところは。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬進君） この衛生費の中の清華苑のシステムの改

良があるということ、ちよつと詳しく説明をいただきたいと存じます。

臨時職員の一つの手当とあわせてシステムを改正するというところでございますが、これをお願いしたいと存じます。

今ありましたように、私も監査をやっております、これについて形の金の扱い方、キヤンプセンターの維持管理の扱い方、全てが一応日曜日であろうとも自分の机の中に現金を置いておくということは、至極指摘をいたしまして、全ての金庫に入れ、管理をするようにということの指摘をしておたわけです。

この衛生費の齋苑についてのシステムの改正について、ちよつと説明をお願いします。

○議長（田中敏弘君） 高木生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（高木久之君） ただいまの岩瀬議員の質問にお答えいたします。

まず、清華苑の使用許可申請書の関係のシステムの追加ですが、十一月から清華苑の受付場所を住民課の総合窓口に移りかえり予定をいたしております。十一月からこれをやるにかかりまして、今、齋苑のほうで受け付けております使用許可申請書を住民課の総合窓口で死亡届が出されたときに、同じ装置の中で齋苑使用許可申請書が出るようなシステムを組むのにこれだけの費用、十七万六千四百円が必要になるということでございます。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 教育費の公民館費、工事費として日吉公民館の空調の修理という形で聞いております。当然、私も日吉の公

民館のほうで、夏場、暑い思いをしたわけですが、今、これが通りますと、大体いつごろ完成して、どのような状況か。また空調、二階だけじゃなく、一階もと聞いておりますが、その辺のところ、全体が全部直るのか、その辺のところもお聞きしたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 藤田教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼生涯学習課長（藤田実芳君） ただいまの長澤議員の質問についてお答えします。

日吉公民館、昭和六十三年四月から開館して以来、地域の多くの方に利用していただいております。

今回の補正につきましては、この夏前にこちらのほうに連絡がありまして、二階の空調機、集会所が使えないということで、私もも見に行きましたが、その前に連絡があったときに、すぐ保守点検業者に直ちに直行していただきましたところ、実際には、調査の結果としては、室外機のプリント基板が不良ということで、これにつきましては、稼働ができないということで、かえないと使用ができないという報告をいただいております。

これにつきましても、実際に行政懇談会のときに出席された多くの方に迷惑をかけたわけですが、それ以外にもちよつと二階の小会議室もということで、後からお聞きしておりますので、これも中に入っております。

ただ、一階の部分につきましては、この補正後に聞きましたので、これについては、まだ今のところすぐというふうにはできませんので、御理解願いたいと思います。

済みません、これにつきましては、この議会で通りましてからの入札となりますので、時期的なものは、ちよつと今ここでお答えすることはできませんので、今のところは未定ということでお

願います。

大変申しわけございません。工期につきましては、後ほど事務局のほうへ御連絡したいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二十一、議案第六十八号 平成二十五年養老町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二十二、議案第六十九号 平成二十五年養老町簡易水道特別会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） ここに書いてございます施設整備工事について、御質問したいと存じます。

少し内容の御説明をいただきたいと思えます。

基本的には、簡易水道施設基金の繰入金で支払っていくということですが、簡易水道の施設そのものが四十年近くたって、相当な年月を経ているということでの対応が出てくると存じますが、こういう中で工事は、どういう形で考えておられるのか。一千万円で応急の形ができるかどうか。この点についての概要を、ひとつ説明を願いたいと存じます。

○議長（田中敏弘君） 西脇水道課長、答弁。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） ただいまの岩瀬議員の御質問にお答えいたします。

今回、一千万計上させていただきました。なぜかと申しますと、最近電気料が大変ふえております。前年度に比べまして、二十三年度から二十四年度で約九十一万、平均で約七万円、二十五年度の四月から八月の途中でありますが、月平均四十三万七千円、二十三年度と比べますと約十万円ほどふえておりまして、その根本的な理由と思われるのが、漏水によるパンクになります。それが最近多発しておりまして、古い管が、昭和四十六年布設いたしました老朽管が、約三・七キロあります。そのうち、特にひどいところを一千万で直すということで、今回計上しております。

ただ、今現在、簡易水道の施設整備基金は四千七百万ほどしかありません。これを三・七キロ、単順に計算しましても約八千万ほどかかる予定であります。

今後はどうするかという話ではありますが、今回、料金等の改定も考えて、今後検討していきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） これは、簡易水道を供給する義務というのは、こちらにあるわけでございますが、あわせて昨年私も一般

質問いたしました。

基本的には、上水道のほうに取りかえる。また、取りかえなくてはいけないということと、もう一つは、簡易水道も従量制の基本にしておりますので、公益企業的な体系に戻すべきだということと、私は質問いたしたところであります。そのときには、順序を追って説明をしていくということでした。

今お話を聞きますと、三・七キロの区間が漏水が激しく、モーターが回り放しだというようなことでございます。非常に供給する配水をしていく中の困難さと、もう一つは、簡易水道の寿命

というのが来ておるわけです。

この点について、公営企業の中、また上水道に切りかえ、またもう一つ大事なことは、料金の改正が私は簡易水道の組合に申し込んでおるのかということもお聞きをしたいわけですが、これは余談になりますけれども、来年、万が一にも消費税が上がったときには、当然そのことが出てくるわけです。三十四年間、料金改正されていません。普通の上水道よりも三分の一の基本料金であり、追加料金は七分の一だと。これは公平・公正の型から外れておるわけです。

こうした施策があつたときにはいたし方ございませんが、今は平成八年からなくなつて、今日は何年になるわけですか。これは、やっぱり深く理解を求めて、今どこでも養老町では、緑町団地、宇田東、若宮、一色、また西岩道も簡易水道から上水道に切りかえておるわけです。維持管理ができないということで切りかえておるわけですが、こうしたことを当然私は管理組合に申し込み、改善策を早急に打ち出すべきときに来たと思つて存じます。

一千万でできるという状態ではない、今八千万かかるということですが、こういう点については、基本的な問題としてしっかりと取り組んでもらいたい。これは工事費のどうの言うんやなしに、全体としての問題として、私は考えてもらいたい。町長にもひとつ御返答、お考えをお伺いしたいと思います。町長に

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） この簡易水道の問題は、私も就任当初から問題になつておるわけでございます。就任当初は、まだこれでも採算が合うというふうな話でございましたけれども、本年度、やはり一千万ほどの工事を崩してやらないといけないということと、今、水道課長が言いましたように、全部を直そうと思えば八

千万ほどかかるというふうな中で、これでは経営がなつていかないうちがはつきりしておりますので、本年度中、何とか簡易水道組合のほうに申し込み、料金の値上げか、それともまた上水道への編入というふうな形をとっていく道筋をつけるべきだということに思つておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二十三、議案第七十号 平成

二十五年養老町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二十四、議案第七十一号 平成

成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二十五、発議第三号 道州制

導入に断固反対する意見書についてを議題とします。

ただいま議題いたしました意見書を事務局より朗読いたします。

○議会議務局書記（稲川諭実彦君） 道州制導入に断固反対する意見書の朗読をいたします。

我々町村議会は、平成二十年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年四月十五日には、全国町村議会議長会が、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないうまま道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾であるとする緊急声明を行った。さらに、七月十八日には道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を第百八十三回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵

養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々養老町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年九月二十日。岐阜県養老郡養老町議会議員 田中敏弘。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当。

以上で意見書の朗読を終わります。

○議長（田中敏弘君） この意見書は、議員からの発案ですので、

趣旨説明、質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認めます。

よって、本案については、ただいまのとおり行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、本日大橋町長より、同意第四号 教育委員会委員の任命同意について及び議案第七十二号 養老消防署指令棟建設工事請負契約の締結についての二件が追加提出されました。

お諮りします。

同意第四号 教育委員会委員の任命同意についてを日程に追加し、追加日程第一として議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第一として議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。

議案第七十二号 養老消防署指令棟建設工事請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第二として議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第二として議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は十二時二十五分といたします。

（午後〇時 十六分 休憩）

（午後〇時二十五分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、再開します。

先ほど、野村教育長より発言の申し出がありましたので、これ

を許可します。

野村教育長。

○教育長（野村浩太郎君） 皆さん、こんにちは。

長時間の御審議、本当に御苦勞さまでございます。

大変お疲れの中、わざわざ私のために貴重なお時間を拝借いたしますこと、まことに申しわけなく思っております。

今般、私、今月末をもって職を辞させていただくということにいたしました。このことについては、たとえ病を得たということでありませぬけれども、まだ任期を一年半残し、また今年度の途中ということもあつて、本当にたくさんの方々に御迷惑をおかけすること、まことに申しわけなく思っております。どうか御勘弁を願いたいというふうに思います。

就任以来、八年半が経過いたしました。その間、力不足の私でありましたけれども、議会の皆様方の本当に温かい御支援、御指導、御鞭撻をいただき、また町長部局の皆様方、それから教育委員会事務職員の本当に献身的な働きによりまして、何とかその責を果たしてまいりました。

今後とも、新たな教育長のもとでの教育行政に關しまして、これまでに変わらない御支援、御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。

最後になります。養老町の今後のますますの発展、それから全ての町民が本当の意味で幸せを感じられる素晴らしい養老町になりますことを心から御祈念申し上げて、お礼の退任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長（田中敏弘君） それでは、追加日程第一、同意第四号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま追加上程を賜りました同意第四号 教育委員会委員の任命同意について説明をさせていただきます。

町教育委員会委員の野村浩太郎氏が、一身上の都合により、平成二十五年九月三十日付で辞職されるに伴い、新たに高田中学校長、養老小学校長を歴任されました並河清次氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、同意を求めさせていただきます。

なお、委員の任期は四年であります。同法第五条第一項ただし書きにより、任期は前任者の残任期間と規定しておりますので、平成二十五年十月一日から平成二十七年三月十二日までとなります。

同意第四号 教育委員会委員の任命同意について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四条第一項の規定により、次の者を教育委員会委員に任命したいので同意を求めるとする。平成二十五年九月二十日提出。

委員の住所でございます。岐阜県養老郡養老町岩道三百九十五番地二十三、氏名、並河清次。

以上で、同意第四号 教育委員会委員の任命同意についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） 次に、追加日程第二、議案第七十二号 養

老消防署指令棟建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま追加上程を賜りました議案第七十

二号 養老消防署指令棟建設工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。

議案第七十二号 養老消防署指令棟建設工事請負契約の締結について。

町は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

平成二十五年九月二十日提出。

養老消防署指令棟建設工事については、消防庁舎北側空き地に鉄筋コンクリートづくり三階建ての指令棟を建設するものでございます。この指令棟は、本町の一九番通報など、通信指令の拠点となる施設で、高機能消防指令センター及び平成二十八年五月三十一日完全移行の消防救急デジタル無線設備を整備するため建設するものです。

指令棟の関連工事として、地下に耐震性防火水槽設置、一階に

緊急車両駐車スペース、次年度以降の計画では、二階に高機能消防指令センターを、三階にデジタル機器等の機器室の整備を予定しております。

この指令棟を建設することにより、今懸念されております南海トラフ沖巨大地震等、万一の各種災害が発生しても、万全に一九番通報が受信でき、消防救急デジタル無線機器などを水災害等から守り、機能停止なく二十四時間三百六十五日、関係機関や町民からの要請に的確に対応できる防災拠点として機能し、住民の安心・安全につながる効果がございます。

養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を説明させていただきます。

契約の目的、養老消防署指令棟建設工事。

契約の方法、指名競争入札。これは十社に指名をいたしまして、一社辞退をしております。名前は、宇佐美組、高岩組、大橋組、佐竹組、古川工務店、桐山組、藤塚工務店、堀建設工業、西濃建設の九社での入札となりました。

契約金額は、九千九百四十三万五千円。

契約の相手方が、養老郡養老町高田五百六番地七、株式会社古川工務店、代表取締役 古川行秀。

工期は、本契約締結の日から平成二十六年三月二十七日まででございます。

工事の場所は、養老町高田地内。

工事の概要でございますが、鉄筋コンクリートづくり三階建て、建築面積百十・二一平米、延べ床面積三百十四・四八平米、建築、電気設備、機械設備新築工事等でございます。

以上で、議案第七十二号 養老消防署指令棟建設工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 心臓部と言われる三階部分は、地上から何メートルになりますか。

○議長（田中敏弘君） 堀田消防長、答弁。

○消防長（堀田明男君） 済みません、今、水谷議員のほうから御質問を承りましたので、回答させていただきます。

今、水谷議員の言われるのは、心臓部の三階は地上から何メートルかということだと伺っておりますので、全体の高さで申し上げますと十三・八メートルございます。一階の高さが五・八メートルです。二階が三・四メートルありますので、三階までは約九メートルの高さがあると考えております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

この第三回定例会の審議内容を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、第三回定例会の審議内容を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、
議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思いま
す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調
査・研究することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） これで、本日の日程は全部終了いたしまし

た。会議を閉じます。

平成二十五年第三回養老町議会定例会を閉会いたします。長時
間、御苦勞さまでございました。

（閉会時間 午後〇時三十七分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十五年九月二十日

議長 田中敏弘

議員 長澤龍夫

議員 大橋三男